

令和6年度第2回伊勢原市人権施策推進委員会 会議録

〔事務局〕 人権・広聴相談課

〔開催日時〕 令和6年9月13日（金曜日）午前10時～正午

〔開催場所〕 伊勢原市役所3階 3B会議室

〔出席者〕

（委員） 押久保委員、杉山委員、足立委員、石塚委員、井田委員、早乙女委員、
藤川委員、福田委員、桑久保委員、阿部委員

（事務局） 市民生活部長、人権・広聴相談課長、ほか職員2名

〔公開可否〕 公開

〔傍聴者数〕 0人

〔配付資料〕

○資料1 要望や質疑に対する各課の回答結果

○資料2 伊勢原市人権施策推進指針(改定版)に係る令和5年度の実施に関する
点検・評価の結果報告書（案）

＜資料番号なし＞

○令和5年度の実施状況と各委員からの意見

《審議の経過》

1 開会

○市民生活部長挨拶

○委員長挨拶

2 議題

（事務局）

○人権施策の点検・評価報告書作成に向けた流れについて説明した。

○人権施策推進指針（改定版）に記載している12の施策分野に係る令和5年度の実施状況に対する45件の要望や質疑に対する庁内各課の回答結果を公表し、追加の意見を求めた。

（委員長）

・それでは、1 基本的施策の推進（1）人権教育・啓発の推進から2 分野別施策の推進（5）同和問題までについて、御意見のある方はいらっしゃいますか。

(委員)

・2 分野別施策の推進(1) 女性(男女共同参画)の10について、経営者側の配慮が特に重要であるという質問の趣旨だと思いますが、啓発の対象として企業を重視している回答ではない気がします。一人一人の労働者やサラリーマン、主婦がワーク・ライフ・バランスをとりたいと思っても、経営者が子育ての時間をとることに理解がなかったり、男性が家事を行うことに否定的だったりすることが大きな障壁になると思いますので、質問された方は「企業・経営者への啓発を強化していきたい」というような回答がほしかったのではないのでしょうか。

(委員)

・ワーク・ライフ・バランスの周知だけでなく、もう少し具体的な内容をいくつか挙げてもらい啓発につなげるような形がとれないのでしょうか。例えば、労働時間をもう少し削減しようとか、副業を許可しようとか、育児や介護休暇制度を充実していこう等、具体的なものがあると、説得力が増す気がします。ワーク・ライフ・バランスとは、どんなバランスなのかを明確にすることで、周知の方法がおのずと定まっていくのではないかと考えます。

(事務局)

・経営者に特化して啓発を行うということは、現状できておらず、工夫の余地があると感じています。ただ、委員がおっしゃるようにワーク・ライフ・バランスの概念やそれに向けた取組については、もう少し具体的に記載したほうが良いと思いますので、再度人権・広聴相談課から回答させていただければと思います

(委員)

・私の時代は産前・産後ぐらいしか育児休暇が取れない時代でした。その後、社会が変化して1年ぐらいは取れるということになってきましたが、それは女性に対してだけであり、男性は取得するのが難しい状況が続いていると感じます。個人的に、意識の変化に法律が追いついていない部分もあるのではないかと思います。また、育休を取った時にキャリアが疎外されるという問題もあります。男性・女性関係なく、キャリアを積み上げていくことを生きがいにしながら生活したいという人が守られていないのが現状だと思います。企業としても、女性は子どもを産むから使い勝手が悪いという考えがあるような気がします。企業風土や雇用制度、国の法律も含め、一人一人の意識を変容していくことがない限り、理想的な状況を作るのは難しいのかなと考えます。

(委員)

・労働者だけでなく、企業が雇用環境を整備してくれないと難しい部分があると思います。私は県で非常勤職員をしていた時に、職務専念義務というものがあり、2時間～3時間しか働かないのに、他では働かないでほしいという誓約書をとられたことがあります。疑問に思ったことがあります。私が若い頃は労働組合の力が強く、今より企業側も受け止める素地があった気がします。それでも育休や産休の問題等、少しずつ改善しているとは感じます。ただ、従業員がいなくなると残された人に負担がかかることになります。学校の場合は、代替の職員を雇うということになりますが、育休の場合だと、職場から6週間～8週間ぐらい人がいなくなるので、人員

確保の問題等があり、すごく悩ましい問題だなと考えて質問させていただきました。

(委員)

・法律によって、ある程度の強制力をもたせたり、経営者の意識改革に向けた働きかけを行ったりすることが必要なのかなと感じます。

(委員)

・(5) 同和問題の28について、近隣市の状況を注視するとありますが、どの市が導入したら伊勢原市は動くのでしょうか。部落解放同盟は、事前登録型本人通知制度を要求しています。厚木市や湯河原町は既に導入しており、横浜市や秦野市は国に要望しています。通知制度というのは小田原市、告知型本人通知制度というのは伊勢原市も導入しています。ただ、告知型本人通知制度は、事件が起こってから本人に対して、実はこういうふうに使われましたよという連絡があるだけです。実際に住民票の写し等を要求されたときに、本人に対して、こういう人があなたの住民票を要求していますということは通知されないの、後々になってから判明する形になります。したがって、事前登録型本人通知制度を、ぜひ導入してもらいたいと要求しています。厚木市と秦野市がすでに動いている中、伊勢原市はどう動いていけるのかということ具体的に回答してほしいと思います。

(事務局)

・近隣自治体が動いている中で、なぜ伊勢原市ができないのかということについては、もう少し具体的に回答できるような形にしたいと思います。

(委員)

・宜しくお願いします。

(委員長)

・それでは続いて、2 分野別施策の推進(6) 外国人から(12) さまざまな人権問題について、御意見のある方はいらっしゃいますか。

(委員)

・(6) 外国人の31について、外国人の人権としては医療及び労働関係が最も重要だと思います。それに特化した対応も取り入れるべきだと思うという意見に対して、医療通訳派遣システムや外国人技能実習機構の紹介をしていただきました。私がケースとして見ていて、一番悲惨なことになるのは合法的じゃない場合ですね。試験の問題レベルですが、不法就労者にそもそも人権保障はあるのかといえ、これは当然にあります。最高裁がはっきりと言っています。なぜならば不法就労者や不法入国者であっても人間であることに変わりがないからです。病気にかかった場合、正式な形で入国していない人は医療保険を受けられなくて、医療を受けると非常に高額なお金がかかってしまいます。でも、本当に病気や怪我になっているのに医療を受けないでいいのかというと、それはまさに人権問題の核心に関わってきます。あるいは、労働災害に遭っても、届け出れば不法就労が分かってしまうので、届け出ないで泣き寝入りするというケースがあります。実は、そういった問題を念頭に置いていたのですが、

私の聞き方がそこまで書いていなかったもので、それに対応した答えにはなっていません。非常に難しい問題ですが、市としてはそういった問題に対して、どのように取り組んでいるのでしょうか。

（事務局）

・外国人相談に対する伊勢原市の窓口対応はまだ確立してないところがあります。来年度に一元的相談窓口を開設する予定です。不法就労の方からの相談は、あまり想定していませんでしたが、医療を受ける場合等、人命に関係するということについて、それを拒絶するということはなかなか難しいと思いますので、適切な機関へ繋いでいくということは必要だと思います。ただ費用的な面で保険に入っていないければ、会社からの補償もないですし、本人の負担は10割負担となり、かなり治療費が高額になることが想定されます。しかし、その前段階で医療を断ることは難しいではないかと考えます。

（委員）

・お金を払ってもらえない可能性がある中、医療機関で診療を受けられるかどうかというような話になるかと思います。たとえ、不法入国・不法就労というのは法を破っていることにはなりますが、命に関わる病気に関して、どう対応するかということが課題であると考えます。市のレベルで対応するのは難しいのかもしれない。

（委員）

・病院の職員をしています。外国人の方で、保険証があるかないかに関わらず受診を希望されれば拒否をすることはありません。必ず診療します。ただ、お支払いをしないで帰ってしまうケースもかなりあるのが実情です。そうなるとその分はどこにも請求できないので、未払いのまま溜まっています。病院側のそうした医療費の救済というか保障というのはないので、病院の負担になってしまいます。拒まず診療はしますが、お金を払ってもらえなかったら、病院が全部負担するというのが現状です。やはり、病院も慈善事業ではないので、収入というか、医療費というものが必要になるので、そうした問題があるのかなと感じます。保険証を持っている外国人はたくさんいらっしゃいますけれど、持ってない方もたくさんいて、それは外国人に限ったことでありません。日本人もそうですけど、そういったときのかなりの未払いが溜まっています。そういったところも問題の一つかなと思います。

（委員）

・そういったケースを補う公的な保障制度があれば病院側も、外国人の当事者側も助かるとは思いますが、一方で法を破っている人に対してそれを認めるのはいかなものかと考える人もいて、政治的にも非常に難しい課題だと感じます。

（委員長）

・それでは他に何か御意見はありますか。

（委員）

・先日、市内で大きな地震がありました。いきなり発生したのでびっくりしたのです。

が、地震があった直後の防災放送で「地震です。地震です」としか言っていませんでした。地震が起きたことは分かっている、どうすればいいのかを伝えるのが防災放送の役割であると思い、改善の余地があるのではないかと感じました。例えば、アナウンスの中に多言語での放送を採用したほうがいいのではないかと思います。前回の意見としては出していませんが、実際に地震が起きたときの対応を経験して、できれば違う方法で対応していただきたいなというふうに感じたのですが、いかがでしょうか。

（事務局）

・防災無線については、聞き取りづらいところもあるのかなと思います。多言語についても、どこまでやる必要があるのかと明確な基準はないのですが、その前段階として、外国人の方に対して、日頃から災害の備えについて広く周知をしていく必要があると思います。緊急時にどこに避難すればいいのかということを伝えることが必要なのではないでしょうか。それは外国人も日本人も同様だと思います。そこが手厚くできていないのかなと感じます。先ほどお話しした外国人相談窓口を開設した中で、様々なアナウンスを外国籍市民に対して行っていきたいと考えています。

（委員）

・適切な比喻でないかもしれませんが、私が沖縄に住んでいたときに米軍の台風状況のアナウンスで「コンディショングリーン」というのがありました。周知する際にこの言葉が流れたら、何をしなくてはいけないのか、みんな分かっています。長々と説明しなくても、どういう状況なのかすぐに分かるということです。軍隊の話なので、それを市民に応用するのは難しいのかもしれませんが、そういった工夫が必要なのかなと思います。

（事務局）

・今回の地震は震度4程度だったと思います。震度5以上になると、市としてさらに大規模な避難態勢を構築していくのだと思います。その際には、防災メール等、色々な媒体を使って周知していくのかと思われます。

（委員）

・災害に備えて水を準備するとかは、もう少し後の話ですよ。委員が言いたいのは、地震が起きた際に「地震です。地震です」というアナウンスをするのではなく、「慌てないで外へ出ないでください」と伝える必要があるということではないでしょうか。家の外に飛び出して、屋根から瓦が落ちてきて怪我をすることもあると思います。じっと家にいて、机の下に隠れてくださいとか、そういうことが大事なのではないでしょうか。日頃の備えについては、その後の話ではないかと思います。津波が来たときも、「津波です。津波です」と言うだけでは何の意味もなく、「津波が来そうだから、すぐ高台に避難してください」というのが大事なところ。行政としては普段から注意を促して、備蓄をなさいと伝えることも必要ですが、せっかく防災放送で流すなら、日本語だけでなく、中国語やスペイン語等で流すような検討をしてくださいという意味なのではないでしょうか。

（委員）

・そのとおりです。

(委員)

- ・具体的なアナウンスの内容まで決めることは難しいのでしょうか。

(事務局)

- ・現在、防災無線はシステムで管理していて、機械がアナウンスをする設定だっと思います。消防の職員が行う場合もありますが、アラーム放送や試験放送は機械がやっています。そのため、放送するパターンについて、システム会社とも調整が必要だと思います。ただ、基本的にはJアラートという行政機関全てが使うシステムになっていると思うので、そこは工夫が必要です。それでは、いただいた御意見を踏まえて、
(11) 災害発生時の人権については、再度危機管理課に追加で質問するという形でよろしいでしょうか。

(委員)

- ・宜しくお願いします。

(委員)

- ・次に、私から質問させてください。(8)の犯罪に関わる人権侵害について、保護司が殺害されたという内容です。前回の会議で、ただでさえ保護司のなり手がいないという話がありました。保護司の安全確保に関して対策を取りまとめたということですが、この内容は具体的に分からないのでしょうか。

(委員)

- ・この事案については、国の方で要因をまとめつつあるという段階のようです。実際にこの事件がどうして起こったのか不明です。まだ裁判も決まってないし、分らない。容疑者は精神鑑定をしているようです。かっとしてやってしまったとか、前から恨みがあってやってしまったのかもしれません。ただ国としては、地方自治体に対して、面接場所を確保できないかというお願いはしているようです。市が確保してくれるのか、確保してくれないのか、もしできないのだとすると我々も自治会館とかを使わせてもらえないかと、自治会に対してお願いに行かなきゃいけなくなるかもしれません。今回は保護司が亡くなっているのですが、保護司の家族が道端で狙われたら怖いとか、家族に会わせたくないとか色々な問題があります。難しいのは、更生をしようとしている人は、自分が犯罪者だったことを隠したいんです。そもそも最初からやらなければいいことなのですが、自分は警察にお世話になったことを周りの人に知られたくない。そうすると面接する場所に入るところを誰かが見ると、そういう関係の人かなと見られちゃうのもまずいのです。内緒で、あまり違和感がないように面接するのが一番良いわけです

○委員から伊勢原市における保護司の具体的な状況を説明。

(委員)

- ・この内容だけではないのですが、取組状況について福祉総務課からの回答が抽象的で分かりませんでした。今回、委員のお話を聞いて、国レベルで地方自治体に面接場所の確保を打診していることが分かりました。回答を見ると、横浜保護観察所として

も保護司の安全確保に関する対策を取りまとめたところで、その内容を踏まえて、市としても協力してまいりますとしています。伊勢原市の保護司の状況を知ると、いたたまれなくなります。

（委員）

・私のところに面接場所の確保について、具体的な話が来たのも最近ですから、福祉総務課の回答として、この時点では仕方ないのかなと思います。次に質問する際には、会議室のようところが面接会場にならないために調査を開始しましたとかいう回答があればいいのかなと感じます。

（委員）

・一番大きな問題としては、面接場所のことですね。

（委員）

・面接の仕方の教育とかは、行政ではなく保護観察所と我々保護司との間の話になると思います。市にお願いするのは面接場所の確保だとか、次に保護司になりたい人を見つけるときに協力してほしいということだと思います。

○市内における具体的な面接場所の候補について委員から説明。

（事務局）

・対策が出たばかりなので、それを市の取組としてどう落とし込んでいくのかという話になってくるのかなと思います。

（委員）

・私も委員の意見同様、回答が分かりづらいと感じていました。1 基本的施策の推進（2）相談・支援システムの充実の5についても、質問をしたらこれだけ詳しい回答があがってきたわけですから、横浜保護観察所の対策を取りまとめて、一体何をするのか、詳しく書いてくださいというようなところを要望できたらと思います。

（事務局）

・分かりました。

（委員）

・2 分野別施策の推進（1）女性の11についてもそうですが、今回こうやって具体的に書いてもらったから明らかになりましたが、具体的に福祉総務課として今後どうやっていくというのが書いていなかったのも、読み取れないなと思いました。取組を通じて、どのように改善を加えていくのか、そういう新たな決意のような内容が乏しいです。先ほどの委員の項目についても、結局客観的に言っているような感じがします。福祉総務課も含め、各総務室というのは特に横断的に調整しなければいけません。もちろん人権セクションも同様です。各総務課というのは、その部局の横断的な課題に関して汗水たらして取り組んでいかなきゃいけないと思います。おそらく、これだけ書くように事務局が指導したのだと思いますが、担当者のところで抽象的になってしまったら何にもならないなと思います。そこは各部局に事務局からお伝えいた

できれば幸いです。

(委員長)

・おっしゃるとおりです。それでは他に何か御意見はありますか。

(委員)

・(12) さまざまな人権課題の43について、県内の自治体で動きがありまして、6月29日付けの神奈川新聞には、横須賀市が同性カップルの住民票を事実婚同様に表記にするという記事が載っていました。8月28日付けの新聞記事では、逗子市も異性間の事実婚と同じ続柄欄の表記を記載して交付するというのを明らかにしています。葉山町も9月から事実婚と同様であるというように、夫や妻と記載できるようにすると表明している等、一歩進んでいる自治体が増えています。そろそろ、伊勢原市も検討する時期に入っているのではないのでしょうか。

(事務局)

・三浦半島の各自治体でそういった動きがあるようです。その一方で、鎌倉市は総務省の見解に従うという見解を示しています。この内容については、伊勢原市においても、色々な自治体の動きを見ながら研究していく必要があると思います。

(委員)

・そういうことを積み重ねながら、国を動かしていくという方向にいくのだろうと思います。伊勢原市の場合、パートナーシップ制度を利用している件数が少ないというふうに書かれていますが、少ないのはなぜなのか、本当に他市と比べて少ないのかは分かりませんが、利用することによって自分たちが助かるのでしたら申請する人も出てくると思いますが、カミングアウトするだけになってしまうなら申請を遠慮するのではと思います。

(事務局)

・横須賀市周辺の自治体ではパートナーシップ制度の自治体間連携協定を結んでいて、引っ越した際も資格を引き継ぐような制度になっているので、そういうことも関連して、同調して動かれたのかなとも思います。

(委員)

・このことだけではないですが、困り事の相談があった際には、なるべくその方々に寄り添った形で対応していただきたいなと思います。

(事務局)

・分かりました。

(委員長)

・それでは続いて資料2についての協議が残っていますが、一度休憩をはさみたいと思います。

○10分程度の休憩。

(委員長)

- ・それでは後半を開始いたします。

(事務局)

○点検・評価の結果について、市長や庁内会議に対する報告の流れを説明したのち、点検・評価報告書案の体裁について意見を求めたところ、特に意見は無かった。

(委員長)

- ・それでは続いて、内容について説明をお願いします。

(事務局)

・掲載内容については、参考資料と資料1を合わせたような形になっています。事務局からの提案としては、35ページ最下部に記載している(11)災害発生時の人権についての委員会による評価と対応状況の①危機管理課の回答内容が、令和5年度の主な取組の③災害対策への女性の参画の内容を補完したものになっているため、こちらの回答内容は主な取組の内容と差し替えをし、①の内容はご意見として掲載させていただければと考えていますが、いかがでしょうか。

(委員)

・災害時の避難場所について、ついたても無く、みんながベッドを敷いて寝ていたところ、近年では個別のダンボールのようなもので仕切りを作るとか、テント型にするとか、色々な工夫をしていると聞いたのですが、伊勢原市の場合はどのように想定していますか。

(委員)

・自治会関係として、私も自主防災会に何度か参加させていただいています。総合運動公園の体育館がメイン会場として行われていて、ダンボールのベッド作りや、カーテンで囲む作業、簡易トイレの設営も例年必ず1回、みんなで行っています。また、女性の視点が必要な活動班に女性が参画できるよう、自主防災会として自治会長に要請を行いました。

(委員)

・市民には、こういうことを実施しているということが伝わってきません。実際にやられているのですが。民生委員からも1人出ています。でも、報告が何にもなくて心配です。自治会の回覧板等で会員を募集しているのは見たことがありますが、訓練を実施したという結果が分からない。そういった視点で質問しました。

(委員)

・当事者部会でも段ボールの組み立て作業を行いました、あまり段ボールの数が多い気がしません。実際に避難所でどれくらい配付されるのでしょうか。段ボールは消耗品なので、何度も使えないと思います。でも、数はあまりないと聞いた気がします。

(事務局)

・避難所がこういった運営をしていくのか、市民として共通した認識ができるような情報をしっかり発信してほしいという要望を入れてもいいかもしれません。

(委員)

・先日の大雨が降ったときに、防災放送で「崖の側に住んでいる高齢者と障がい者は、すぐ避難してください」というのが流れました。私の家族も対象かなと思ったのですが、夜9時を過ぎている中、雨は勢いを増していました。避難場所の指示はありましたが、準備をする人は大変だなと感じました。車の手配ができるのかなとか、連絡先はどこなのだろうとか、色々考えてしまって。もちろん、私は車を運転できますので、自分で移動しようと思えばできないことはないのですが。避難してくださいと言われても、緊急度みたいなものを自分で判断しないといけないじゃないですか。また、大丈夫だと思っていた善波トンネル付近の土砂が崩落しましたよね。ハザードマップは出ていますが、果たしてどれぐらいの雨量で崖崩れが起きて、災害が起きるのかというのを判断するのは難しいです。本当に最近、大きな災害の発生が現実味を帯びてきていて心配になります。

○台風10号にかかる市の被害状況について事務局から説明したのち、各委員から自宅付近の状況について情報共有された。

(事務局)

・それでは、危機管理課の回答内容は令和5年度の主な取組の③災害対策への女性の参画の主な取組内容と差し替えをした上で、女性目線の避難所運営の具体的な取組について、再度、危機管理課に質問するような形でよろしいでしょうか。

(委員)

・宜しくをお願いします。

(委員)

・34ページの(11)災害発生時の人権の施策の方向について、「公助だけでなく自助・共助の意識を高めていただくため、地域を牽引する防災リーダーを育成する」とありますが、防災リーダーというのが自治会長さんだったりするのですか。

(委員)

・自治会長及び副会長、自治会で防災組織とかを立ち上げているところは防災組織の長とか、立ち上げてないところは、防災関係に参加者していただけるような人を1人、大体2人～3人が防災リーダーという形で参加しています。

(委員)

・防災リーダーという位置づけがあるということですね。分かりました。

(事務局)

・防災リーダー養成講座というような形で、自主防災会の代表者の方を集めて研修会も行っているの、防災リーダーという言葉を使っているのだと思います。

○市内における自治会のあり方について、各委員が話し合いを行った。

○不法入国・不法就労した場合についての問題点について、各委員の経験をもとに再度、情報共有を行った。

（委員長）

・それでは他に御質問はありますでしょうか。無さそうですので、事務局から今後の予定を説明お願いします。

○いただいた意見を庁内各課にフィードバックして回答をもらった上で追記するとともに、御指摘いただいた箇所を修正した点検・評価報告書案を、各委員に確認していただいた上で、早い段階で市長に提出する旨を伝えた。

（委員）

・事務局からの報告事項は以上でよろしいでしょうか。次に委員の皆さまから何か情報提供や、伝達事項等がありますでしょうか。

○その他、委員からの情報提供や伝達事項等は無かった。

（委員）

・それでは、これで本日の議事はすべて終了いたしました。また、今年度予定していた委員会は終了となります。ありがとうございました。

○副委員長から閉会の挨拶

以上